

新宿区立新宿リサイクル活動センター及び新宿区立西早稲田リサイクル活動センターの
指定管理者が決まりました。

新宿区立新宿リサイクル活動センター並びに新宿区立西早稲田リサイクル活動センター
の指定期間が平成30年3月31日に終了することに伴い、「新宿区立リサイクル活動セン
ター条例」に基づき、指定管理者候補団体となるべき団体を選定したため、同団体を指定
管理者として指定しました。

1 対象施設

- (1) 新宿区立新宿リサイクル活動センター 新宿区高田馬場四丁目10番2号
- (2) 新宿区立西早稲田リサイクル活動センター 新宿区西早稲田三丁目19番5号

2 指定管理期間

平成30年(2018年)4月1日から平成35年(2023年)3月31日まで
の5年間

3 指定管理者

名 称 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
所在地 新宿区新宿七丁目3番29号

4 選定

(1) 選定方法

新宿区立リサイクル活動センター指定管理者候補団体選定委員会を開催し、公募に
よらない方法で選定しました。

(2) 選定理由

現状の管理実績に加え、新宿区第二次環境基本計画等に沿い、地域との緊密な連携
による効果的な事業展開を行っている点や、障害者等への就労支援の推進及び複合施
設における適切な管理運営などが評価されました。

(3) 選定委員

区環境審議会委員、学識経験者、公認会計士、弁護士、環境活動団体代表者(清掃協
力会)の5名

5 指定

選定後、平成29年度第4回新宿区議会例例会における議決を経て、指定管理者を指
定しました。